

四 特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して法第八条の第二項の規定による関税に付いての便益を与えることが適当でないものとして財務大臣が認めるもの（一の項から三の項までの中欄に掲げる物品を除く。）

当該便益を与えることが適当でないこと認められる事由に依りて財務大臣が定める期間

5 法第八条の第二第三項に規定する政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとす。

6 第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の第二第三項の規定による特恵関税に付いての便益を与えることが適当であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について準用する。

7 特別特恵受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特別特恵受益国でなくなるものとする。

一 第三項第二号又は第三号に該当するもの 当該各号に定める日

二 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなつたもの その決議の日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の第二第三項の規定による特恵関税に付いての便益を与えることが適当でないこと認められた日

8 財務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を官報で告示するものとする。

一 第一項の規定による特恵受益国等の指定をした場合 その指定した日

二 特恵受益国等が第三項各号のいずれかに該当した場合 該当した国及び同項の規定により財務大臣が定める日

三 第四項の表の各号（三の項を除く。）の中欄に掲げる物品がある場合 当該物品及び当該物品に係る当該各号の下欄に掲げる期間

四 第五項の規定による特別特恵受益国の指定をした場合 その指定した日

五 特別特恵受益国が前項各号のいずれかに該当した場合 該当した国及び同項の規定により財務大臣が定める日

第二十六條第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十七條第一項中「法第八条の第二項に規定する」と及び「（以下「特恵受益国等」という。）を削り、「同項又は同条第三項」を「法第八条の第二項又は第三項」に改め、同条第二項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の関税暫定措置法施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第二に掲げられている国及び地域（同表第八号又は第五八号に掲げる国を除く。）についてはこの政令の施行の日においてこの政令による改正後の関税暫定措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第二十五條第一項の規定による特恵受益国等（関税暫定措置法第八条の第二項に規定する特恵受益国等をいう。）の指定をしたものと、旧令第二十五條第三項に規定する国については同日において新令第二十五條第五項の規定による特別特恵受益国（同法第八条の第二第三項に規定する特別特恵受益国をいう。）の指定をしたものとそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

2 旧令第二十五條第二項第二号から第五号までに掲げる物品については新令第二十五條第四項の表の二の項の中欄に掲げる物品と、これらの号に規定する期間については当該物品に係る同項の下欄に掲げる期間と、旧令第二十五條第六号又は第七号に掲げる物品については同表の三の項の中欄に掲げる物品とそれぞれみなして、新令の規定を適用する。

3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における新令第二十五條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「次のいずれにも」とあり、及び「次のいずれかに」とあるのは「イに」と、同条第三項第一号中「第一項第一号イ又はロ」とあるのは「第一項第一号イ」とする。

（調整規定）

第三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。次項において「平成二十九年改正令」という。）の施行の日が平成三十年四月一日後となる場合には、第十四條第一項の改正規定中「」の下に「第二十五條第四項の表及び」を加え、同条の「」の下に「。第二十五條第四項の表において同じ」を加え、同表の「」を「法の別表第一の六の」に改める」と、第二十五條の改正規定中「第十九條各号」とあるのは「第十九條の二各号」と、第二十六條第二項の改正規定中「別表第三」を「別表第二」とあるのは「別表第二」と、別表第二を削り、別表第三を別表第二とする改正規定中「別表第二を削り、別表第三を別表第二」とあるのは「別表第一を削り、別表第二を別表」と、前条第一項中「別表第二」とあるのは「別表第一」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年改正令第五條のうち、関税暫定措置法施行令第十四條の改正規定中「提示とする」の下に「。別表第一において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に」とあるのは「第二十五條第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え」と、同令第二十五條の改正規定中「第二十五條第一項及び第二項第一号から第五号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第六号中「第十九條の二第二号」を「第十九條第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九條の二第八号」を「第十九條第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」とあるのは「第二十五條第四項の表の三の項中「第十九條の二各号」を「第十九條各号」と、同令第二十六條第二項の改正規定中「別表第二」を「別表第三」とあるのは「別表」を「別表第二」と、同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定中「別表第二を別表第三とし、別表第一」とあるのは「別表」とする。

○金融庁告示第三十五号

アメリカン ファミリー ライフ アシユアラ
ンス カンパニー オブ コロンバスより保険業
法（平成七年法律第五号）第二百九條第二号の
規定による届出（同法第八十七條第一項第二号
に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変
更）があったので、同法第八十九條後段の規定
に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月六日

金融庁長官 森 信親
チャールズ・デイトマース・
レイク二世
東京都千代田区三番町六番四
号
古出 眞敏
神奈川県逗子市小坪三丁目十
一番二十七号

○法務省告示第四百十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可する。

平成二十九年九月六日

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

住所 東京都練馬区東大塚4丁目15番32号
アハド・エルサント・ムスタファ・ヒガナ
昭和15年11月10日生
住所 千葉県市川市中央区横山台1丁目22番4号
クラウゲイア・ベアトリス・オカモト 昭和49
年8月30日生
住所 茨城県市東区子安町306番地8
金和美 昭和37年3月30日生
住所 東京都小金井市中町3丁目19番12-919号
フランキー・クヌツン 昭和49年12月6日生
フランク・クヌツン 平成22年6月22日生
フラインツン・クヌツン 平成24年9月23日生

告 示